



第5章 施策の展開

推進施策1 生涯を通じた健康・生きがいづくり

〔1〕健康の保持・増進

（1）健康に関する知識の普及・啓発

市民自らが、生活習慣を改善して健康増進を図れるよう、市民に対し、生涯を通じた健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を推進します。

特に、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防の重要性や、適切な栄養摂取、壮年期以降にかかりやすい疾病などについて周知し、市民それぞれが身体機能を維持し、生活機能の自立を確保するための健康づくりを推進します。

（2）介護予防

すべての高齢者が身近な地域で介護予防に取り組めるよう、体制づくりを進め、高齢者の心身の機能低下の改善を図るとともに、日常生活の活動性を高め、社会参加を促進し、健康寿命の延伸を図ります。

また、介護予防の効果を上げていくためには、介護予防に関する周知・啓発・情報提供を充実するとともに、介護予防の取り組みが望まれる人への意識づけや働きかけを推進します。介護予防に取り組み、それを継続できるようグループ育成と支援を進め、地域における介護予防の場づくりを推進します。

（3）健康診査（各種検診）の受診促進や保健指導の推進

生活習慣病の発症予防を目的とした（特定）健康診査・特定保健指導などにより、栄養・食生活の改善や運動・身体活動の習慣化などの生活習慣の改善指導の充実を図り、壮年期における生活習慣病の発症予防に、高齢期においては、生活習慣病の早期発見や重症化予防、フレイルの予防に取り組めます。

また、各種がん検診による疾病の早期発見により、早期治療と治療の継続を推進することで、生活習慣病の早期発見や重症化予防を推進します。





〔2〕生きがいづくりへの支援

（1）高齢者の生きがい活動への支援

高齢者が生きがいにあふれた日常生活を過ごすことができるよう、健康づくりや介護予防の視点に加え、社会貢献や地域社会を支える新たな担い手として、高齢者の社会参加や生きがい活動を支援します。

（2）万年青年クラブ活動への支援

高齢期の生活を充実させ、社会参加・社会貢献の促進に寄与している万年青年クラブの活動に対し、活動内容を市民に分かりやすく紹介するなど、今後に必要な支援を行います。

また、高齢者の多様なニーズに対応するため、活動内容の充実など、活動への関心を高めるよう、幅広い年齢を対象にアプローチを進める取り組みを推進します。また、参加しやすい環境づくりについても引き続き支援を図ります。

（3）高齢者の就労支援

高齢者のもつ能力を必要に応じていろいろな分野で活用することが地域の活性化の一要因となると考えられます。公益社団法人奈良市シルバー人材センターにおいて会員を募り、高齢者のもつ能力を発揮できる分野での就業の機会を確保し、活動の場を提供しています。

（4）シルバースポーツの普及

スポーツは個人の嗜好に応じて親しみ実践することが大切であり、肉体面での負担の少ないスポーツを楽しむ場を提供する必要があります。

今後も、健康増進、生きがいづくりの観点から、「奈良市スポーツ推進計画」に基づき、高齢者を中心としたスポーツ団体を活性化するとともに、軽スポーツの紹介・普及などを通して生涯スポーツを推進し、指導者の育成や施設の整備・充実を進めていきます。





推進施策2 地域共生社会に向けた包括的な支援体制づくり

〔1〕高齢者の生活を総合的に支援する体制づくり

（1）介護予防・日常生活総合支援事業の推進

要支援者や心身の機能が低下し、自立した生活を維持することが困難な高齢者を対象に、対象者の状態像やニーズに応じて、多様な介護予防サービスを提供します。

なお、本事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つの事業で構成されます。

① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援と認定された方等を対象に、介護予防や生活機能の維持向上を図ることを目的とし、介護予防ケアマネジメントに基づいて作成されたケアプランに基づき、自宅で利用するサービスとして、訪問型サービス（現行相当・生活援助・短期集中）及び通所型サービス（現行相当・住民主体による支援・短期集中）を提供します。

多様な担い手が行うサービスも含めて充実させるとともに、高齢者一人ひとりに適切なサービスを提供していきます。また、利用者の安心と信頼を得られるようサービスの質の確保と向上に努めていきます。

② 一般介護予防事業

高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的とし、高齢者の自主的な介護予防を支援するとともに、地域づくりなどの本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチにより事業を推進します。各地域において、介護予防活動を推進するために住民主体の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような仕組みを構築します。また、リハビリテーション専門職等を活用し、介護予防の機能強化を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症等対応策として、在宅で参加できる介護予防事業など、時勢に合致した事業の拡大も検討していきます。

（2）生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

高齢者が地域で生きがいや役割を持ち、尊厳を保持し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、生活支援サービスの提供体制の充実、担い手・人材の育成、地域のネットワークづくりに取り組み、地域の実情に即したサービス・資源開発を行うことで、地域における高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進します。

また、担い手・人材の育成として、生活援助サービス（掃除・洗濯・買物・調理等）におけるサービス提供者を生活支援担い手養成事業において養成し、介護保険サービス利用者への多様なサービス提供と、将来の介護人材不足に対応していきます。



(3) 地域ケア会議の推進

地域包括支援センターを中心に、地域福祉推進に関係する機関・団体、保健・医療に係る機関・団体などが連携した「地域ケア会議」を推進します。

会議では、高齢者個人が抱える課題や地域の困りごとを現場から汲み取り、医療や介護等の専門職などの多職種が協働して解決を図ることで、自立支援重度化防止や多職種連携による高齢者の個別課題の解決を積み重ね、その地域に共通した課題を明確にして共有します。

また、地域住民と関係機関が各日常生活圏域内の地域課題を共有することで、地域づくりや地域に必要と考えられる資源の開発により、地域課題を解決するための社会基盤づくりを行っていきます。

(4) 家族介護者への支援の充実

「老老介護」や「認認介護」（認知症のある介護者が認知症のある要介護者を介護すること）の増加など、家族介護力の低下を踏まえ、介護者の身体的・経済的・心理的な負担を軽減するための支援サービスを充実します。

地域支援事業の任意事業における介護用品支給が例外的な激変緩和措置として実施されているため、市町村特別給付等への移行や支給要件の見直しなど、継続して事業を行う方法を検討していきます。

(5) 地域みまもりサポート制度の構築

日常的に地域の中での支えあい、助けあいの取り組みが機能する環境づくりとして、新たな担い手発掘のための仕組みや情報共有のルールづくりなどを進めていきます。

また、地域福祉のネットワーク機能の拡充を図り、相談支援の充実をはじめ、ひとり暮らし高齢者などの孤立防止や虐待の早期発見・早期対応など、高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう見守りの支援体制を強化します。

(6) 防火・防災・防犯対策の推進

高齢者が心身の機能低下のため、災害時に適切な避難ができなかったり、自らが火災などの災害を引き起こしたりするケースがあります。

災害時に自力で避難することが困難な要介護者や障害者等の避難行動要支援者が、適切な避難を行うことができるよう、平時からの見守り活動や災害時の避難支援に活用するための避難行動要支援者情報を、地域の避難支援等関係者へ提供します。

また、高齢者が犯罪被害者となるケースが社会問題となっており、これらの被害から高齢者を守るために啓発を行います。

防犯意識のさらなる向上を図れるよう防犯教室を引き続き継続して開催するとともに、特殊詐欺等被害防止対策機器の購入補助も犯罪状況を鑑みながら継続することで、被害防止をめざします。



(7) 住まいや暮らしの環境に関する安全・安心の確保

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」を踏まえ、高齢者が安全・安心に暮らすために適切な住まいを選択、利用できるよう、高齢者の生活に配慮した住宅並びに良好な住環境の整備を図ります。

① 道路・公園

都市内での安全快適な移動の経路となるべき道路の現状は、歩道の未整備や、歩道橋などの立体横断施設の階段、また道路上の歩行障害物といった高齢者・障害のある方にとって空間移動の障害になる要件が多く存在します。

◆交通安全施設整備事業

道路環境と沿道環境との調和を図りながら安全性・快適性を高めるため、歩道の再整備（バリアフリー化）を協議するとともに、市民生活に密着した生活道路の交通安全の確保と施設整備の充実を図り、安全で快適な交通環境の整備を図ります。

◆道路橋梁維持補修事業

住宅内道路などについて舗装、道路構造物などの改修を行い、高齢者・障害のある方などへの通行障害を排除するため、バリアフリー化を維持します。

◆公園

公園の利用形態についての把握に努め、いままでの遊具以外に、高齢者にも使える健康遊具を設置するなど、「より良い公園」づくりに努めていきます。

② 移動・交通

◆バリアフリー法に基づく整備

高齢者・障害のある方などが自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備をめざし、2013年度（平成25年度）に策定した「奈良市バリアフリー基本構想」に基づき、公共交通機関、道路、建築物、都市公園、路外駐車場、交通安全の各事業において、移動などの円滑化を図っていきます。

◆交通安全運動実施における高齢者の交通事故防止

高齢者一人ひとりに交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を働きかけ、高齢者に対する交通安全教育の強化を図ります。



③ 住まいの確保と整備

地域包括ケアシステムを構築する上では高齢者の住まいに係る施策との連携が欠かせません。

市営住宅の整備に際しては、既存の住宅の居住性の向上をめざし、アプローチ及び住戸内の段差解消、玄関、便所、脱衣室、階段及び浴室への手すりの設置など、高齢者が安全で安心して生活できる居住環境の実現を計画的に行います。住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の普及を推進し、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えます。

また、民間住宅については、サービス付き高齢者向け住宅や新たな住宅セーフティネット制度の普及を推進し、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えます。





〔2〕地域福祉関係機関との連携体制

（1）奈良市社会福祉協議会との連携

奈良市社会福祉協議会（市社協）は、市民主体による福祉活動を推進する中心的組織として、保健・福祉上の諸問題を各関係機関や地域活動との協働により解決していくためのコーディネート機能を備えていることから、行政が制度として対応する福祉サービスと地域コミュニティ活動との適切なつなぎ役としての役割を担っています。様々な福祉課題を解決するため、地域福祉の担い手である市社協を支援し、さらなる地域福祉の充実を図ります。

現在、市内46地区（概ね小学校区）に地区社会福祉協議会（地区社協）が結成されており、各種団体が連携して、地域福祉活動が行われています。地区別福祉活動計画に基づき、地域における福祉活動が活発になるよう、国が進める地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を整備し、市社協と連携をしながら支援を行っていきます。

また、高齢者の生きがい対策や介護予防施策などについては、地域活動との連携を図ることにより事業効果の増大が見込めることから、市社協（地区社協を含む）が地域福祉活動の一環として取り組むことができるよう支援を行います。

（2）民生委員・児童委員との連携

少子・高齢化の進行により地域コミュニティが衰退する中で、福祉ニーズは年々増加し、複雑かつ多様化しており、民生委員・児童委員は地域福祉の充実に欠かせない存在となっています。支援を必要とする人が地域で自立して生活を営めるよう他の関係機関と連携し、今後の地域福祉活動を推進する上で、重要な役割を担うことが期待されています。

市内46地区の民生委員・児童委員協議会に対して活動補助を行い、会長研修をはじめ、民生委員・児童委員が集まる大会の開催支援など、活動の推進を図ります。また、奈良市民生児童委員協議会連合会会長会などで情報を共有し、適切に活動の把握をするとともに、その現状に即した研修などの実施ができるように進めていきます。

（3）ボランティアとの連携

奈良市におけるボランティア活動の近年の傾向として、NPO法人や住民参加型サービスといった市民活動の一形態としてのボランティア活動の関心が高まっていることがあげられます。

誰もが気軽にボランティア活動に参加できるよう、ボランティアの養成はもとより、しみだよりや市のホームページなどを通じたボランティア情報の積極的な提供を図るとともに、奈良市ポイント制度（ボランティアポイント）を活用し、より大勢の住民が継続的に地域のボランティア活動に参加してもらう動機付けとします。

また、ボランティア活動の参加希望者からは、高齢者の見守りなどに対する関心の高さをうかがうことができるため、今後もNPO法人や住民参加型サービスを視野に入れながら、ボランティアとの一層の連携強化を図り、「市民協働、共助」による福祉のまちづくりを進めていきます。



〔3〕地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターが地域包括ケアシステム構築の中核機関として、住民の多様なニーズに対応し、医療・介護・福祉の関係機関等と適切に連携・調整を図り、住民の地域生活にきめ細やかに対応できるように機能強化を図っていきます。

地域包括支援センターの機能強化を図るために、地域包括支援センター職員に様々な研修機会を提供し、資質向上を図ります。

地域包括支援センターの機能を適切に発揮していくために、各地域包括支援センターが、業務毎に地域特性や地域の現状を踏まえた目標設定と取り組みを計画し、効果的に業務を実施します。

また、基幹型地域包括支援センターによる統括・総合調整・後方支援等を実施し、各地域包括支援センターの機能強化を図ります。

（1）ネットワークの推進とコーディネート力の向上

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム構築の中核となる機関に位置づけられることから、引き続き地域包括支援センターによる地域のネットワークの拡大や地域支援機能、サービス調整機能などの強化を推進します。

（2）地域包括支援センター職員の資質向上

地域包括支援センターは、高齢者の状態の変化に応じて、適切な保健・医療・福祉・介護サービスが受けられるよう、専門職員の配置を行い、要介護者本人や家族が必要なときに必要なサービスを切れ目なく活用できるように支援します。

また、地域包括支援センター運営協議会による意見をもとに適切・公正かつ中立な運営を図るとともに、研修などの実施を通じて、相談に従事する職員の対応技術の向上が図れるよう支援します。



〔4〕在宅医療・介護連携の推進

（1）在宅医療・介護に関する相談体制

在宅医療・介護連携支援センターによる在宅医療と介護連携に関する相談支援を行うとともに、在宅医療・介護連携に関わる病院、診療所、訪問看護ステーション、介護支援専門員等の関係機関の情報を適時に更新し、最適な医療介護連携を図ります。

また、地域包括支援センターや権利擁護センター等、他の相談機関との連携強化をより一層推進し、在宅介護体制の充実を図ります。

（2）関係機関と連携した在宅療養生活の体制整備

入退院連携マニュアルの普及を推進し、医療と介護が連携を図ることにより、病院から地域へ切れ目のない在宅移行ができ、介護の必要な方が、安心して病院への入退院と在宅療養ができる環境づくりをめざします。

また、本人にとって馴染みのある生活環境の中で生活を継続し、人生の最期の在宅看取りを実現するためには、在宅医療・介護のきめ細かなケアが不可欠となり、その中で、自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い、共有する「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」の普及を推進していきます。





〔5〕認知症施策の充実

（1）認知症に関する理解促進

認知症に対する理解が地域全体に広まるよう、市のホームページや広報誌での啓発、認知症ケアパスやリーフレット等の作成を通じて、知識の普及啓発に努めています。特に、毎年9月の「世界アルツハイマー月間」においては、パネル展示や街頭啓発などの取り組みを行います。

また、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」の養成を推進し、さらに認知症サポーター養成講座を受講した人が地域で活動できるように、ステップアップ研修会を実施し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

（2）認知症の人と家族への支援

介護家族が安心して住み慣れた地域で継続した生活を送ることができるよう、引き続き「認知症の人と家族の会」による認知症相談を実施し、地域包括支援センターにおいても、認知症の相談支援を充実させ、若年性認知症や認知症の人の社会参加などの相談にも対応できるように取り組みます。

また、奈良市安心・安全“なら”見守りネットワークの普及啓発と、協定協力事業者数の拡充を進め、認知症高齢者の安全確保を図るサービスを充実します。

（3）認知症の早期発見・早期対応のための体制の推進

各地域包括支援センターに認知症の疑われる人の早期対応を図るために認知症地域支援推進員と認知症初期集中支援チーム（まほろばおれんじチーム）を設置。認知症が疑われる方や地域包括支援センターへの総合相談を利用された人に対して、即時対応及び集中的な支援を実施することが可能となり、認知症の早期発見と早期治療を推進します。





〔6〕災害や感染症にかかる体制整備

（1）災害への対策

地域防災計画等に基づいて、地震や風水害などの災害時に対して高齢者の生活を支援する施策に取り組みます。

① 避難行動要支援者への支援

大規模災害が発生した時など自力で自宅から避難所へ避難ができない要支援者のために災害時避難行動要支援者名簿を作成しています。業務継続計画における災害対策業務マニュアルに基づき、介護事業所等と連携及び一般避難所からの情報入手により避難行動要支援者の安否確認と支援を行います。

② 福祉避難所等の開設・運営

災害対策基本法に定める災害が発生した場合、必要に応じて協定を締結している社会福祉施設等に設置された福祉避難所を開設します。福祉避難所へは、要配慮者（災害時において、高齢者、障害者、乳幼児、病弱者等）を滞在させます。

福祉避難所として協定している施設の拡充に取り組んでいくとともに、協定施設と連携して訓練や検討会等を実施するなど、災害時の実効性を高める取り組みを進めます。多様化する自然災害に備えるため、今後の福祉避難所の開設時期や必要となる備蓄物資などの確保の方法を検討します。

③ 在宅避難者への見守り

地区自主防災防犯組織・自治会等の地域関係者と連携し、在宅避難者が安心安全に生活を送れるよう要配慮者に対して、名簿等による見守り、健康状態の確認を行います。

（2）感染症対策

新型コロナウイルス感染症等（以下「感染症等」という。）が発生した場合は要支援、要介護者の生活を支える介護サービスの提供を継続していくため、事業所に対し、感染症対策を徹底するよう、市から指導・助言を行います。

また、日ごろから高齢者等へ手洗いや消毒等の日常生活で行う感染症対策の周知啓発や情報提供を行います。

感染症等の健康危機発生時には、関係機関や関係団体等と連携・協力し、正確な情報提供や相談できる体制の整備を図ります。また、社会福祉施設等の運営維持や、介護者がコロナウイルスに罹患することに伴い、家に取り残された要介護高齢者等の対応などにおいても、速やかに支援できる体制づくりに取り組みます。



推進施策3 高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進

〔1〕高齢者虐待防止への取り組みの推進

（1）高齢者虐待防止ネットワークの推進

高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携により地域における高齢者虐待防止のための「高齢者虐待防止ネットワーク」を設置しています。

このネットワークの機能強化に向けて、定期的に事例検討や虐待防止に関する情報提供をする機会を設けるなど、関係機関の資質向上を図り、虐待の防止に向けた啓発、虐待を発見した場合の適切な対応ができるよう取り組みを推進します。

（2）虐待防止のための啓発の推進

地域のネットワークを活用した虐待防止のための研修会や講演会の開催、地域での見守り体制の充実・強化を図るとともに、虐待の防止、早期発見・早期対応に向け、地域住民に対する普及啓発を推進します。

パンフレット等の配置だけでなく、地域住民の意識向上に向け、地域の集会等で啓発する等の直接的な啓発活動を計画していきます。

（3）施設における虐待の防止

福祉施設内の虐待については、介護サービス事業者に対する防止に向けた啓発に努めるとともに、身体拘束ゼロをめざした取り組みを引き続き推進します。



〔2〕高齢者の権利擁護の推進

（1）判断能力が低下した高齢者などへの権利擁護の取り組み

成年後見制度及び日常生活自立支援事業の周知を図り、積極的な利用を促進するとともに、必要に応じて、成年後見制度の市長による代行申立を活用し、また、市長申立てに限らず成年後見人の報酬の助成を行うなど、高齢者のための権利擁護事業を推進します。

さらに、第三者後見人である市民後見人が活躍できる体制づくりを実施し、市のバックアップ体制のもと安心して市民後見人として活動できるようサポートします。

（2）生活困難な高齢者に対する支援

経済的な理由などにより生活が困窮している高齢者のために、「生活困窮者自立支援法」に基づき、それぞれの状況に応じ、生活の安定や就労など包括的かつ継続的な自立に向けての支援を行います。

（3）消費者被害防止対策の推進

地域包括支援センターのほか、関係機関などの連携により、高齢者を対象とした訪問販売や悪質商法に関する注意喚起や被害予防の啓発を行うとともに、消費者被害相談窓口などの周知徹底により、被害の早期解決、拡大防止を図ります。

（4）権利擁護センターの設置

相談窓口の一元化や専門機関との連携強化を目的に、権利擁護に関する相談窓口として、「奈良市権利擁護センター」を設置し、権利擁護に関する相談・支援、地域連携ネットワークの中核機関として役割を担っています。

より多くの方へ相談・支援を行えるよう、権利擁護センターの周知を進めていきます。

推進施策4 適切な介護サービスの提供と質の向上

〔1〕介護保険サービスの充実

（1）居宅サービスの充実

地域包括ケアシステムの考え方に基づき、介護が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、在宅医療と介護を連携させたサービスの充実を図ります。

サービス提供事業者の新規参入もしくは既存事業者の事業拡大にあたっては、サービスに対する地域の介護ニーズ（必要性）に関する情報の収集及び事業者に対する情報提供に引き続き努めます。

（2）施設・居住系サービスの提供体制の確保

2025年（令和7年）には要介護認定率が高まる75歳以上の後期高齢者が一層増えることが予想されます。重度の要介護者の動向やニーズ、近年整備が進んでいる有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置数等も踏まえながら、今後必要な施設の整備を図っていきます。

■表5-1 施設・居住系サービスの整備目標

【施設サービス】

施設名	2020年度 (令和2年度) 設置数	2023年度 (令和5年度) 整備目標	第8期 整備数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（床）	1,652	1,652	0
介護老人保健施設（床）	1,098	1,198	100
介護医療院（床）	152	252	100

【居住系サービス】

施設名		2020年度 (令和2年度) 設置数	2023年度 (令和5年度) 整備目標	第8期 整備数
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(床)		606	660	54
特定 施設	ケアハウス・養護老人ホーム(床)	235	235	0
	有料老人ホーム(床)	774	774	0

【その他の施設サービス】

施設名	2020年度 (令和2年度) 設置数	2023年度 (令和5年度) 整備目標	第8期 整備数
養護老人ホーム（床）	125	125	0
軽費老人ホーム（ケアハウス・軽費A）（床）	460	460	0



「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」は年々増加しています。「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」では生活上必要な支援を受けながら個々の状態に応じた在宅サービスを利用することができるため、多様な介護ニーズの受け皿となっており、利用する方は今後も増加すると見込まれます。

医療ケアやリハビリを必要とする要介護者が入居し、在宅復帰を前提としたリハビリを受ける中間施設である「老人保健施設」の機能については、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅では完全には代替できません。現在の待機者の状況や、地域医療構想における病床の機能分化・連携に伴い新たに増える需要等を考慮すると、さらなる充実が必要であると考えます。

長期的な医療と介護の両方を必要とする高齢者を対象とし、日常的な医学管理や看取りやターミナルケア等の医療機能と、生活施設としての機能とを兼ね備えた施設である「介護医療院」も前述の住宅や、特別養護老人ホーム等では代替できない機能を備えています。現在の待機者の状況や医療からの追加的需要を考慮すると、さらなる充実が必要であると考えます。

地域包括ケアシステムの構築のさらなる推進をめざし、認知症高齢者や医療と介護の両方が必要な中重度の要介護者などのニーズに対応できるよう、在宅生活を支援する地域密着型サービスの提供体制の充実を図ります。

特に、認知症の高齢者は今後も増加が見込まれます。認知症高齢者が住み慣れた地域で家庭的な環境の下、能力に応じて自立した日常生活を安心して送ることができるよう、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の充実が引き続き必要であると考えます。

また、利用者が住み慣れた地域で暮らしつつ本人や家族の状態に応じて「通い」、「泊まり」、「訪問（看護・介護）」のサービスを組み合わせて利用することができる、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所等のサービス事業所の整備をさらに推進します。





〔2〕サービスの質向上に向けた取り組み

（1）介護サービス事業者に対する指導・助言などの実施

利用者に対し、適切なサービスが提供されるよう、指定・指導権限がある本市では権限を適正に行使するとともに、施設・居宅サービスなどについては、厚生労働省、奈良県並びに近隣市町村と連携しながら、サービス提供事業者に対する調査や監査などを必要に応じ実施します。

限られた人員でサービスの質を維持・向上できるよう、指導項目の絞込み・重点化等、引き続き実地指導の効率化に努め、指定の有効期間中に1回以上の割合での実地指導を目標に取り組みます。

また、介護保険サービスの実績を重視した指導対象の選定等、給付の適正化に資するより効果的な実施方法について検討していきます。

（2）介護サービスに関する相談体制の充実

関係機関・団体などと連携を図りながら、相談体制について一層の充実を図ります。

また、地域包括支援センターなどとの連携を強化し、地域に密着したサービスに対する不満や苦情について把握できる体制の充実を図り、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことが出来るよう支援します。

（3）介護従事者の育成・定着のための支援

「量」と「質」の好循環を進めるという視点に立ち、奈良県やサービス提供事業者などとの連携を図り、介護人材などの確保対策などを適切に実施するとともに、介護職員の育成・定着に向けた質の向上の支援に努めます。

また、奈良市として、ケアマネジメントに関する考え方を、集団指導などを通じ、周知していきます。



〔3〕介護人材の確保・業務効率化の取り組みの強化

（1）介護人材の確保

介護サービスを支える人材を確保し、将来にわたり継続的に介護サービスを提供していくため、介護サービス事業所の地域住民との交流や学生の職場体験、イベントへの参加等を促進することにより、介護職の魅力を広く発信するとともに、幅広い世代へ向けた介護職のイメージアップにつなげていきます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、住民主体の介護予防活動などを促進するとともに、元気な高齢者の方の「介護助手」としての活用についても検討していきます。

（2）業務効率化の取り組みの強化

国、県とともに、労働環境の改善や処遇改善を促進し、介護職員の人材確保と介護サービス事業所における人材の定着を支援します。

介護事業所における業務効率化を図るため、ロボットやICTの活用事例の周知を進めるとともに、紙による手渡しやFAX等で連携されていた情報をICTを活用したデータ連携をするなど、ペーパーレス化等を進め、介護現場の事務負担の軽減を図ります。





〔4〕介護保険制度の円滑な運営のための仕組みの充実

（1）介護給付適正化の推進

「第5期奈良県介護給付適正化計画（2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度））」を踏まえ、奈良市において介護給付などに要する費用の適正化に関し、取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定め、介護サービスの質の向上及び介護保険給付の適正化を引き続き図ります。

① 要介護認定の適正な実施

認定調査の公平・公正性の確保、人権に配慮した調査を行うため、随時、認定調査員に対する研修を実施するとともに、認定調査委託事業所が実施した認定調査票の点検を実施し、認定基準の統一化に引き続き努めます。

また、介護認定審査会委員に対する研修や相互の意見・情報交換に努めるとともに、合議体間での格差が生じないように、一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び合議体間の差等について分析を行い、介護認定審査会委員構成の変更など、介護認定審査会機能の平準化を図ります。

② ケアプランの点検

ケアプラン点検は、第7期と同様、介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を実施、点検及び支援を行うことにより、介護支援専門員の気づきを促し、適切なサービス提供の推進に努めていきます。

第8期においては、国の作成した「ケアプラン点検支援マニュアル」等を積極的に活用するとともに、点検に関わる職員をケアマネジメントに関する都道府県が主催する研修会等へ参加させることにより、点検に関わる職員のレベルを上げ、点検内容の充実を図っていきます。

また、対象事業所を絞り込むにあたっては、国民健康保険団体連合会が提供する適正化システムを積極的に活用することで、効果的な点検をめざします。加えて、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者住宅の入居者に焦点を当てたケアプランの点検も進めていきます。

③ 住宅改修などの点検

改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査などを行って、施工状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除していきます。

点検の際には、購入や貸与における福祉用具の使用状況も同時に調査することにより、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用となっているかを点検します。また、点検に際しては、必要に応じリハビリテーション専門職種等の協力を得るようにしていきます。



④ 縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検を実施することにより、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数などの点検を行い、請求内容の誤りなどを早期に発見して適切な処理を行います。第7期では縦覧点検の内、「要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧表による点検」と「軽度の要介護状態変更受給者一覧表による点検」を中心に点検を行ってきましたが、国民健康保険団体連合会が提供する適正化システムを積極的に活用し、点検のバリエーションを豊富にしていきます。

また、医療情報との突合については、奈良県国民健康保険団体連合会とのさらなる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除などを図っていきます。

⑤ 介護給付費通知

奈良市から受給者本人に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況などについて通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求につなげていきます。利用頻度の多いサービスを選択することにより、効率的かつ効果的な通知を行います。また、同封文書を活用して介護保険サービスの啓発・広報を行っていきます。

(2) 低所得者などへの対策の推進

低所得で生計が困難な方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする「社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度事業」に対する助成を実施するとともに、社会福祉法人などに対し、この制度の積極的な実施を働きかけ、市民への制度周知にも取り組みます。

また、低所得の高齢者の経済的な負担を軽減するために、介護保険料の軽減措置を実施し、対象となる方が減免制度を利用できるよう、案内に努めます。

(3) 介護サービスの普及啓発の充実

ガイドブックや市広報誌、出張説明会（「まちかどトーク」）やホームページなどを通じ、介護保険制度やサービスの利用方法、サービス提供事業者などについて、市民に対する情報提供を行っていますが、より分かりやすい内容にするとともに、ホームページを積極的に活用していきます。

また、地域包括支援センターなどと連携し、身近な地域において介護サービスの普及啓発、情報提供を図ります。